

競 技 部 規 程

山口県スキー連盟

(趣旨)

第1条 山口県スキー連盟規約第51条により競技部の規程を定める。

(任務)

第2条 競技部は、常任理事会に直属する専門部門であり、常任理事会及び理事会の諮問に応え、競技スキーの普及・指導及び強化を図ることを任務とする。

(組織)

第3条 競技部は、原則として本連盟に所属する公認資格者、競技スキー経験者、有識者等をもって構成する。

(部門及び役員)

第4条 第2条の任務を達成するために、次の部門及び担当役員を置く。

競技部統括役員	部長	1名	副部長	若干名		
(1) 総務企画部会	部会長	1名				
ア 総務企画委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
(2) 競技運営部会	部会長	1名				
ア 県体等運営委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	運営資格者
イ 選手権等運営委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	運営資格者
ウ 羅漢ローラー運営委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	運営資格者
(3) 計時計算安全対策部会	部会長	1名				
ア 計時計算委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
イ 安全対策委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
(4) 選手強化部会	部会長	1名				
ア TD・セッター委員会	委員長	1名	委員	TD	セッター	
イ AL強化委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	コーチ
ウ CC強化委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	コーチ
エ SB強化委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	コーチ
(5) ジュニア育成部会	部会長	1名				
ア AL育成委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	コーチ
イ CC育成委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	コーチ
(6) 中体連・高体連部会	部会長	1名				
ア 中体連	委員長	1名				
イ 高体連	委員長	1名				

2 競技部において必要があると認める場合は、前項の規定とは別に特別部会を置くことができる。

3 競技部において必要があると認める場合は、前項の規定とは別にアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

(役員を選任)

第5条 競技部の最高責任者は会長とし、競技部統括責任者は下記により任命する競技部長とする。

2 部長及び副部長は、理事会が決定し、会長がこれを委嘱する。

3 部会長、副部会長、委員長は、部長の推薦により常任理事会が決定し、会長がこれを委嘱する。

4 その他の役員は、部長の要請により会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、本連盟の理事任期と同一とする。

(役員の補選)

第7条 役員の任期中欠員又は職務遂行に不都合の生じた場合は、適時これを補充、交代することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 下記の会議を開催し、その構成員は次のとおりとする。

- (1) 競技部総会
会長以下常任理事会構成役員及び競技部構成員全員による。
 - (2) 競技部幹部会議
会長、副会長、理事長、競技部長、競技副部長による。
 - (3) 競技部部会長会議
競技部長、競技副部長、部会長による。
必要がある場合は、会長、副会長、理事長等を加えることができる。
 - (3) 競技部委員長会議
競技部長、競技副部長、各部会長、各委員長、各副委員長による。
必要がある場合は、会長、副会長、理事長等を加えることができる。
 - (4) 競技部各部会会議
該当部会長、該当委員長、該当副委員長、該当コーチ、該当運営資格者による。
必要がある場合は、部長、副部長を加えることができる。
 - (5) 競技部各委員会会議
該当委員長、該当副委員長、該当委員、該当コーチ、該当運営資格者による。
必要がある場合は、部長、副部長、部会長を加えることができる。
- 2 各会議に決議事項が生じた場合は、各会議の出席者の2分の1以上の賛同を持って決定する。

(競技部総会)

第9条 必要に応じ、会長が招集する。

- 2 競技部の活動内容及びSAJ西日本ブロック協議会・全日本スキー連盟の伝達事項等を報告する。
- 3 2年毎に競技部総会において、西日本ブロック強化委員を推挙し、部長名で常任理事会に提出する。
常任理事会で承認された強化委員をSAJ西日本ブロック協議会に提出する。

(競技部幹部会議)

第10条 必要に応じ、会長が招集する。

- 2 競技部の担当役員全員で審議・報告を要する事項を審議する。

(競技部部会長会議)

第11条 必要に応じ、部長が招集する。

- 2 毎年春と秋の開催を定例とし、競技部の行事報告、決算報告、行事計画、予算案など常任理事会に提出する重要な事項を審議する。

(競技部委員長会議)

第12条 必要に応じ、部長が招集する。

- 2 毎年春と秋の開催を定例とし、競技部の行事報告、決算報告、行事計画、予算案など常任理事会に提出する重要な事項を審議する。

(競技部各部会会議)

第13条 必要に応じ、該当部会長が招集する。

- 2 所管部会等の担当業務を調査・審議し、競技部専門部会議・委員長会議へ意見を取りまとめ提出する。

(競技部各委員会会議)

第14条 必要に応じ、該当委員長が招集する。

2 所管委員会等の担当業務を調査・審議し、競技部専門部会議・委員長会議へ意見を取りまとめ提出する。

(内規)

第15条 競技部に関するその他のことは、内規として別に定める。

(規約の改廃)

第16条 この規約の改廃は、理事会の決議による。

平成13年 6月 4日 制定
平成21年11月14日 改定
平成28年11月20日 改定